

1 景観形成重点区域の指定

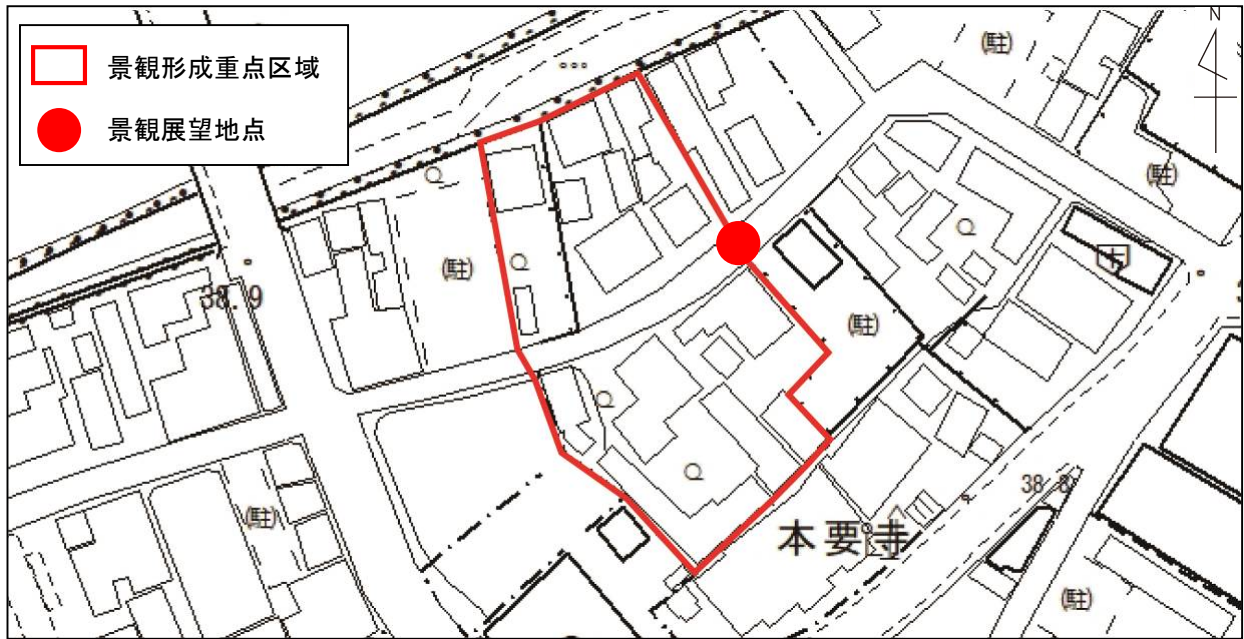
(1) 景観形成重点区域の名称

三木市三木城下町地区

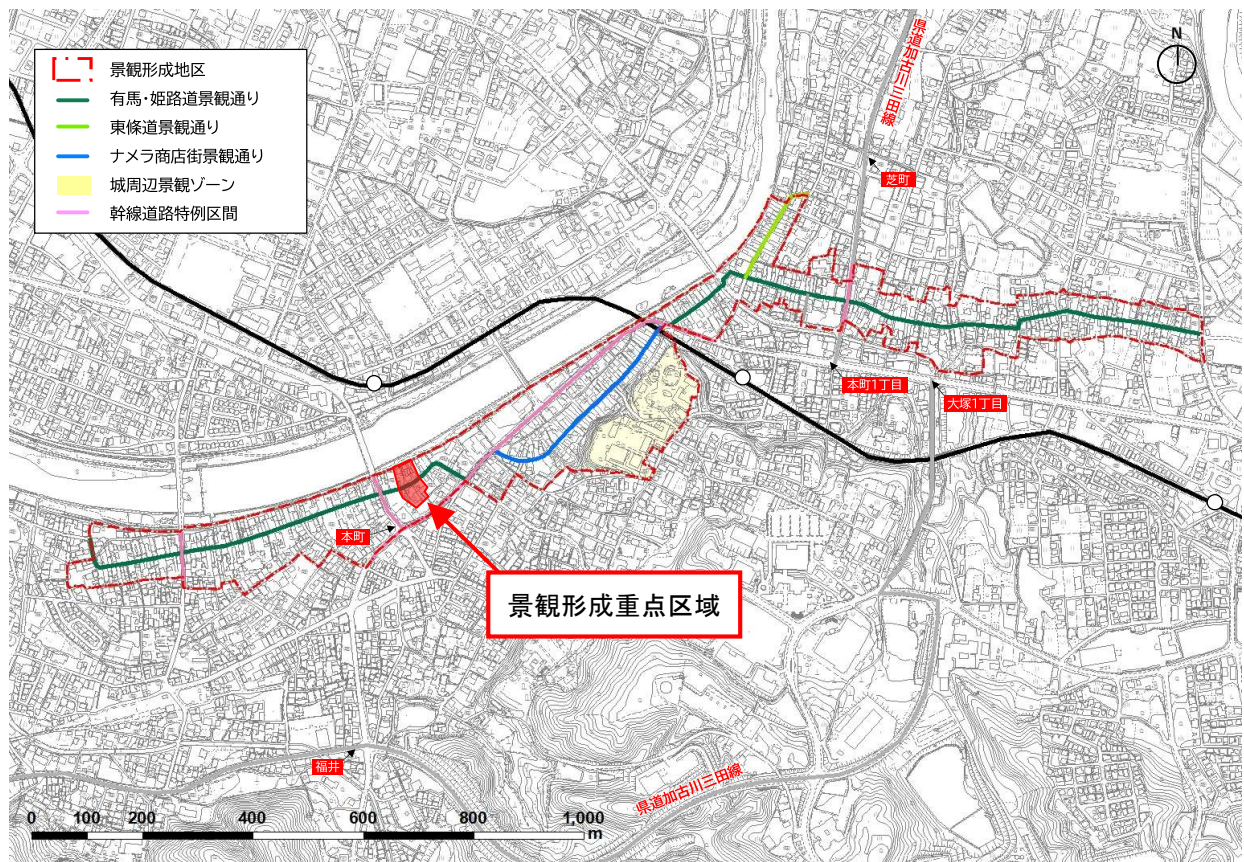
(2) 景観形成重点区域に指定する土地の区域

三木市本町2丁目の一部で、三木市三木城下町地区景観形成重点区域図表示のとおり

三木市三木城下町地区景観形成重点区域図



(参考) 三木市三木城下町地区歴史的景観形成地区区域図



2 景観形成重点基準

三木市三木城下町地区は、街道が行き交う交通の要衝の地に別所氏によって城が築かれて以降、三木城下町としてまちの基盤が形成され、その後、天正年間の三木合戦により町は荒廃したが、町の復興のために多くの大工職人が集まり、「三木金物」として金物産業が隆盛し、市の中心市街地として発展してきた。今もなお、城下町を通る街道筋などに歴史的な形態・意匠を有する町家等が点在し、歴史的なまちなみ景観が残されていることから「歴史的景観形成地区」として指定した。

景観形成地区内において、金物のまち三木を代表する金物問屋の黒田清右衛門商店（景観形成重要建造物）など江戸時代から続く町家が建ち並び、地区の伝統的景観の核を構成している街道筋は、特に景観の形成を図る区域（景観形成重点区域）として、保全・継承していく必要がある。

また、景観形成重点区域内を東西に走る姫路道の区域東端からは、三木城下町地区の歴史的なまちなみ景観である漆喰壁、板張りや、格子戸、うだつ、虫籠窓などの伝統的意匠を有する特徴的な景観を展望することができる。このため、当該地点を同区域の優れた景観を展望することができる地点（景観展望地点）として、そこから見える建築物等の景観を積極的に保全し、次世代へ継承していくことを目指す。

具体的な景観形成重点基準は、別表のとおりとする。

別表

(1) 建築物等に関する基準

項目		建築物の基準（注）	工作物の基準
重点区域全域	壁面の位置	・隣接する建築物との連続性を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、「三木市三木城下町地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根・庇」の基準に準じる。 ・上の丸公園や美囊川からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。
	高さ	・階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。	
	屋根・庇	・勾配屋根とする。	
	外構	・漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。	
	建築設備等	・屋上設備を設置する場合は、有馬・姫路道景観通り及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「三木市三木城下町地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根・庇」の基準に準じた色彩とする。	
	掲出物	・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観と調和させる。	
景観展望地点から見える建築物等	高さ	・階数は2階以下とする。	
	屋根・庇	・和瓦葺きとする。	
	外壁	・漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。	
	建具	・開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とする。	
	掲出物	・街道の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとする。	

注：表に定めのない基準については、三木市三木城下町地区景観形成地区「有馬・姫路道景観通り」の景観形成基準に準じる。

(2) 自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。
意匠	・企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。
その他	・覆い、囲い、ごみ箱などの附属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩について、周辺景観との調和を図る。